

令和6年11月5日
11時00分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和6年11月5日（火） 7時30分から39分頃にかけて
(2) 発射場所 北朝鮮西岸付近
(3) 発射数等 発射数：複数発
方 向：北東方向
距 離：詳細については現在分析中だが、落下したのはいずれも朝鮮半島東岸付近の日本海であり、日本の排他的経済水域（EEZ）外であると推定
発射された弾道ミサイルのうち少なくとも7発は、最高高度約100km程度で約400km程度飛翔

2 総理指示（令和6年11月5日 7時32分）

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
(2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
(3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 防衛大臣指示（令和6年11月5日 9時12分）

- (1) 米国、韓国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
(2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

4 防衛省・内閣官房発表内容（令和6年11月5日 9時12分）

- 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
- これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反し、国民の安全に関わる重大な問題である。我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当及び消防本部（消防組合））へ情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル（可能性があるものも含む）の発射は、今年に入ってから少なくとも 11 回目